

地域主体の管理運営

市民活動に開放する貸出施設は、「中央地域づくり協議会」が、指定管理者として地域主体の管理運営を行います。

中央地域づくり協議会は、中央地域における住民自治の担い手となり、住民相互の交流を図りつつ、地域の諸課題の解決に取り組み、住みよい地域づくりを推進すること目的として設立した市民活動団体です。

中央市民サービスセンターって どんな施設？

中央市民サービスセンター「センタース」は、和室・洋室や多目的ホールなどの貸出施設、生涯学習、地域の子育て支援、地域活動支援および災害時の避難場所といった機能を併せ持った、中央地域における住民自治の拠点施設です。



【愛称の意味】

秋田市の中心を意味する「センター」と、私たちが意味する「us(アス)」を組み合わせたもので、市民一人ひとりが気軽に利用でき、明るく温もりのある場所になってほしいという願いが込められています。

【ロゴマークのコンセプト】

シンボルマークは、愛称に込められた願いを受けて「us」の二文字が「センター」に集まっていくデザインとし、親しみやすさを感じられるよう暖色系の配色を施しました。また、その中心に目印のようなモチーフを置くことで、センタースが様々な活動の拠点となる場であることも強調しています。

ロゴタイプは市民同士のつながりをイメージして全文字の横のラインや、最初の3文字の斜めのラインがつながって見えるようにしています。



所在地 ●〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所2,3階

◎駐車場の台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関や乗り合わせてお越しくださいますようお願いいたします。

施設利用の申し込み

TEL 888-5644 FAX 888-5645

取扱業務の問い合わせ

TEL 888-5640 FAX 888-5641

URL

<https://www.city.akita.lg.jp/index.html>
「広報ID検索」に、ID:1004312を入力してください。



平成28年5月6日開所



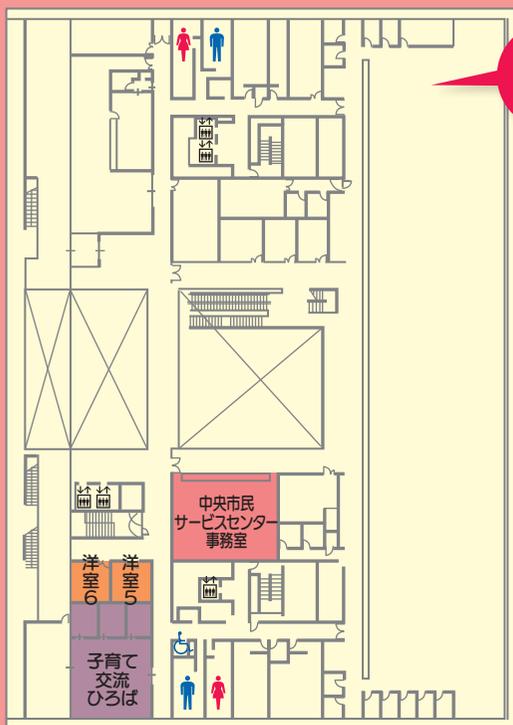
取扱業務 (中央市民サービスセンター事務室)

中央地域の生涯学習に関することや、道路・公園等の維持管理、小破修繕の対応を行います。

また、市民協働の推進に関することや、市民活動の育成および支援についての業務のほか、市民憲章の普及・啓発活動等を行います。

- 受付時間 8:30～17:15【土・日・休日を除く】
- 生涯学習に関すること
TEL 888-5654
- 地域支援、道路・公園等に関すること
TEL 888-5643
- 市民協働、市民活動に関すること
TEL 888-5642
- 市民憲章に関すること
TEL 888-5653

中央市民サービスセンター 案内図



市役所
2階

子育て交流ひろば

就学前の子どもと保護者が自由に遊ぶことができるひろばです。また、専門のスタッフによる子育て相談をはじめ、子育てに関するイベントの開催などを通して、地域の子育てを応援します。

- 利用時間 9:00～17:00【年末年始を除く】
TEL 888-5652



市役所
3階

センターの貸出施設

文化活動やスポーツ、住民自治活動など、幅広く利用できます。利用を希望する日の前月1日から受付します。

- 利用時間 9:00～21:00【年末年始を除く】
- 利用申込 中央地域づくり協議会【3階施設利用受付】
TEL 888-5644

秋田市公共施設案内・予約システムからも利用の申込みができます。

●貸出施設概要

階	室名	使用面積(m ²)	施設内容
3	多目的ホール	437	バドミントンコート2面または8人制バレーボールコート1面が使用できます。また、講演会、発表会等に利用できるステージを備えています。
2・3	洋室	23～178	3階に4室(12～80名程度)、2階に2室(各12名程度)あります。洋室2、3は通し間としての利用もできます。
3	和室	15～92	8畳1室、15畳1室、18畳2室あります。和室1～3は通し間としての使用もできます。和室4は炉壇を備えており、茶室として使用できます。
3	調理室	83	IH調理台が5台あります。
3	音楽室	29～81	防音仕様の部屋が4室あります。
3	陶芸工作室	19～43	陶芸工作室1には作業台、陶芸工作室2には陶芸窯、電動ろくろ、作業台などを備えています。

●使用料

- 部屋の使用料は、営利目的でない場合は無料です。
- 営利目的の場合、次のとおり有料となります。

	(1時間あたり)
多目的ホール	2,460円
和室	1室 250円
洋室(※洋室4を除く)	1室 250円
洋室4	1,470円
音楽室	480円
調理室	480円
陶芸工作室	480円

- 次の設備を利用する際は、営利非営利を問わず設備使用料が必要となります。

		(1時間あたり)
多目的ホール	照明器具	50円
調理室	調理器具	150円
陶芸工作室	陶芸窯	260円